

日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書

去る5月10日に発効した日台漁業取り決めは、地元の頭越しに合意され、その内容も台湾側に大幅に譲歩した内容となっており、本県議会及び県内の漁業関係団体等は、その見直しを強く求めてきたところである。

しかしながら、国においては見直しを行うどころか、県民に対して日台漁業取り決め合意の意義を明確に説明することもない。国は海洋権益の確保という責務を放棄したと言わざるを得ず、外交のために沖縄の漁業者が犠牲になったものと強い憤りを覚えるものである。

また、同取り決めは台湾側との操業ルールが何ら策定されないまま発効されたことから、取り決め水域周辺では、台湾漁船のはえ縄が絡まり浮き魚礁が流失するなどの操業トラブルが発生している。さらに、去る9月12日には本県の漁船と台湾漁船の衝突事故が発生するなど、同取り決めによる台湾漁船の操業増加は、県内漁業者の安全操業に大きな影響を及ぼすとともに、漁獲量の減少や、操業トラブルを避けるための操業自粛など、生活にも大きな打撃を与えている。

そのため、県内の漁業関係団体は、その見直しを強く求める中で、現実的な問題である操業ルールを策定するため、沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会を設立し、漁業者の意見を集約した操業ルール案をまとめ、日台漁業者間会合において台湾側との協議を行っているが、合意には至っていない。取り決め合意を急いだ国は、責任を持って問題の解決に当たるべきである。

よって、本県議会は、県内漁業者の権益と生活を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 日台漁業取り決め及び日中漁業協定を抜本的に見直すこと。また、日中漁業協定に関し、平成9年の外務大臣書簡を破棄すること。
 - 2 日台漁業取り決め適用水域から次の水域を撤廃すること。
 - (1) 東経125度30分より東の水域
 - (2) 台湾が主張する暫定執法線より南の水域
 - 3 沖縄側が提示する操業ルール案の実現に向け台湾と交渉すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣

宛て